

## 野洲市地域公共交通会議運賃部会の制定について

### 1. 改正の概要

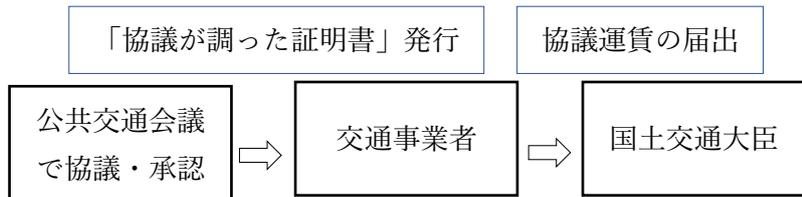
令和5年 10 月1日より道路運送法の改正が施行され、民間路線バスの協議運賃を変更する場合、地域公共交通会議とは別の分科会で、運賃を協議すること、及びあらかじめ公聴会の開催等の措置をとることが規定されました。

つきましては、「野洲市地域公共交通会議規約」の改正をしたうえで、「野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程」を制定するものです。

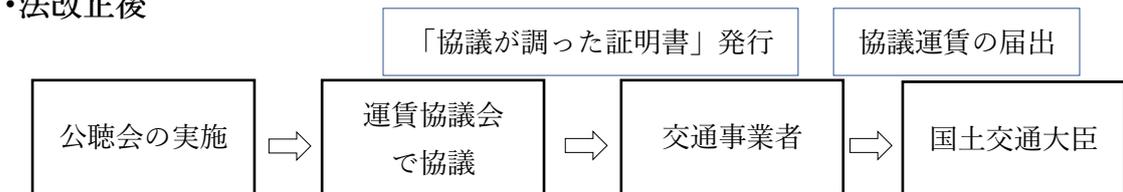
なお、自家用有償旅客運送「野洲市コミュニティバス」については、引き続き野洲市地域公共交通会議で協議します。

### 2. 運賃改正までの流れ

#### ・法改正前



#### ・法改正後



・市広報やホームページで広く意見を募る

- 構成員（4者）
- ・野洲市
  - ・運賃を定めようとする交通事業者
  - ・滋賀運輸支局
  - ・関係住民の代表



## 野洲市地域公共交通会議規約

### (趣旨)

第1条 野洲市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバスの旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 計画及び計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 道路運送法第79条に規定する自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 地域の公共交通の利用促進及び利便性向上に関する事項
- (6) 規約の改廃に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4条第1項に定める会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

### (組織)

第3条 交通会議は、委員29人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから野洲市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 野洲市自治連合会等野洲市内の団体を代表する者
- (3) 関係する公共交通事業者又は公共交通関係団体を代表する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。）の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 野洲市職員

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は会議を代表し、会議の会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職

務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2項第5号から第6号までに規定する者は、任期を定めない。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。

3 会議は、委員（代理人を含む。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議決を要する事項（次条の規定による議決の適用を受ける事項を除く。）については、出席した委員（代理人を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。この場合において、前項中「出席した委員（代理人を含む。）」とあるのは「委員」とする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認められる場合は、非公開とすることができる。

(特別議事事項)

第7条 次に掲げる事項は、出席委員（代理人を含む。）の4分の3以上でこれを議決する。この場合において、原則として、会議を書面により開催することはできない。

(1) 交通会議の解散

(2) 委員の除名

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議の結果について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を設置することができる。

2 分科会は、次に掲げるものとし、その必要な事項は、会長が別に定める。

- (1) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会
- (2) その他、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監査委員は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の会計の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第14条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、野洲市市民部協働推進課（滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1）に置く。
- 3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月24日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、交通会議の設置に係る最初の会議は、野洲市長が招集する。

付 則

この告示は、令和7年2月 日 から施行する。

## (2)野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程

### 野洲市地域公共交通会議運賃協議部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、野洲市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、運賃協議部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、野洲市地域公共交通運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、協議会会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。
- 4 部会委員は、次に掲げる者のうちから協議会会長が指名する。
  - (1) 国における当該路線を管轄する行政機関の職員
  - (2) 地域における公共交通に関係する諸団体及び利用者の代表者
  - (3) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (4) 運賃を定めようとする路線をその区域に含む県及び市職員

(会議)

第5条 部会の会議は、規約第6条の規定を準用する。この場合において、「交通会議の会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第6条 部会において協議が整った場合は、道路運送法に基づく地域公共交通会議において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和7年2月 日から施行する。